

---

## 資料 2 : 報告資料

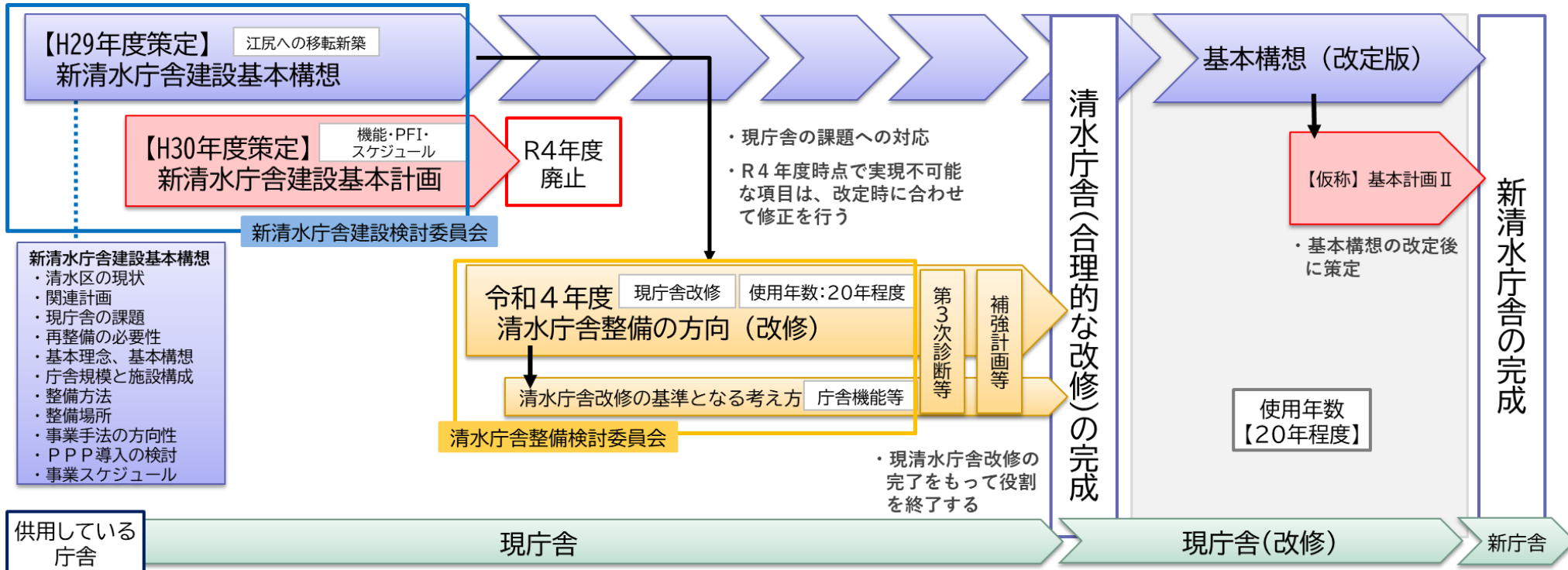
### 2 (2) 第 7 回 委員意見に対する市の考え方

# 1 第7回 委員意見に対する市の考え方

## 資料2

第7回での委員会意見（項目）	市の考え方
<u>この委員会の最終的な意見の取りまとめはどのような形になるのか</u>	・【資料2】2頁
<u>地下階への機械室の配置</u>	・【資料4】
<u>1階へ配置する庁舎機能</u>	・【資料4】
<u>窓口手続きのオンライン化について市として方針を持ってもらいたい</u>	・現在、本市では、汎用電子申請システムの導入や申請管理システムの構築など、オンライン手続きを可能とするための環境整備を進めていますが、具体的なオンライン手続きの拡大には至っておりません ・「静岡市デジタル推進プラン」では、「2030年の目指す姿」として「オンラインで完結する行政サービスの実現」を掲げており、効果が高い手続きから順次、電子申請によるオンライン化を図っていきます
<u>行政におけるフリーアドレス等のABW導入については、業務内容を踏まえて、執務環境を考える必要がある</u>	・フリーアドレス等の導入については、行政サービスの効率性を損なうことのないよう検討してまいります
<u>減築の判断</u>	・第3次診断等の結果により、本委員会の考え方を踏まえ、合理的な改修方法を判断します
<u>ふれあいホールの取扱い</u>	・【資料2】5頁
<u>減築した場合の組織配置の考え方</u>	・【資料2】5頁
<u>清水庁舎を避難所の一つにすることについて</u>	・発災時、清水庁舎には、津波避難ビルとして緊急的に周辺住民の命を守るとともに、災害対応の拠点としての活動や、行政機能を早期に復旧させることが求められます ・庁舎に被災者を受け入れた場合、これらの役割遂行に支障が生じることから、現時点では庁舎を避難所に指定する考えはありません
<u>建築設備の配置や更新は、改修の検討に影響を与えるため、来年度、可能な範囲で調査を行えないか</u>	・頂いたご意見のとおり、できるところから調査を実施いたします

## 2-1 清水庁舎整備検討委員会の検討成果の位置づけ



当資料では本頁以降、下記の表現を用いるものとする

「基本構想」…「新清水庁舎建設基本構想」 (H29策定)

「基本計画」…「新清水庁舎建設基本計画」 (H30策定)

## 2-2 清水庁舎整備に係る行政計画の取扱い

### 清水庁舎整備に係る行政計画

- ・ 当面の対応である「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」と中長期的な考え方である「基本構想」の  
2計画をもって清水庁舎の整備に関する行政計画とする

### 基本構想を変更しない理由

- ・ 「基本構想」はJR清水駅中心にまちを形成するコンパクトシティ、シビックコアの考えが軸にあり、都心全体が津波浸水想定区域であることを前提に「攻めの防災」の考えを示している。そのため「基本構想」は引き続き、清水のまちづくりにおける庁舎整備の中長期的な考えとして、当面はそのまま保持するものとする
- ・ 基本構想に記載の「建設場所（清水駅東口公園）」「事業スケジュール」は現時点で実現不可能であるため、当該項目の適用(実施)は行わない
- ・ 現清水庁舎を改修した後に、使用年数(20年程度)経過後のまちづくり方針と整合性をとり、上記の実施不可能な項目と併せ、基本構想を改定する

### 基本計画の廃止理由

- ・ 令和4年度清水庁舎整備の方向（改修）を2月13日の経営会議で決定した。そのため、清水駅東口公園での新築を前提とした庁舎機能等を定めた基本計画は、改修で実現できる項目と異なる
- ・ 想定される次の新築時（20～30年後）には、デジタル化の進展等社会生活が大きく変わっていることが考えられるため、基本計画に記載されている機能や考え方に対し、新たな技術や知見が生じていると想定される
- ・ 今後、令和5年度の第3次診断等の結果を踏まえ、合理的な改修を行うための補強計画等を別途策定する

## 2-3 仮に減築した場合の組織配置の考え方

## 【令和3年度時点】

職員人数	職員数 人	執務室面積 ㎡
区役所部門	292	2,105
事務所部門	248	2,194
本庁部門	489	3,449
合計	1,029	7,748

## 区役所部門

- ・ 戸籍住民課
- ・ 保険年金課
- ・ 障害者支援課
- ・ 子育て支援課
- ・ 高齢介護課
- ・ 清水会計課
- ・ 生活支援課
- ・ 地域総務課
- ・ 地域振興室  
(自治会事務局)

## 事務所部門

- ・ 保健所清水支所
- ・ 動物指導センター
- ・ 住宅政策課  
清水分室
- ・ 清水市税事務所
- ・ 都市計画事務所
- ・ 生活安心安全課
- ・ 消費生活センター
- ・ 市民相談室
- ・ 水道事務所
- ・ 下水道事務所

## 本庁部門

- < 経済局 >
- ・ 海洋文化都市政策課
- ・ 産業政策課
- ・ 産業振興課
- ・ 商業労政課
- ・ 農業政策課
- ・ 農地整備課
- ・ 治山林道課
- ・ 水産漁港課
- < 子ども未来局 >
- ・ 子ども未来課
- ・ 青少年育成課
- ・ 幼保支援課
- ・ こども園課
- ・ 子ども家庭課
- < 教育委員会 >
- ・ 学校給食課
- ・ 教職員課
- ・ 教育総務課
- ・ 教育施設課
- ・ 学校教育課
- ・ 児童生徒支援課

## 清水庁舎に残す必要がある機能

- ・ 市民対応がある部門
  - ▶ 区役所部門
  - ▶ 事務所部門の一部（清水市税事務所、消費生活センター、市民相談室、保健所清水支所等）

- ・ 減築の必要が生じた場合に、比較的市民対応が少ない事務所部門と本庁部門のうちの一部を、まずは、清水エリア内で分散する
- ・ 分散する部署は、必要な減築面積を踏まえ、分散時の業務効率性やまちに与える影響などから、メリットとデメリットを整理して判断する

## 【参考】令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）

## 整備の方向

- 1：清水のまちづくりの状況を踏まえて、現在の清水庁舎を改修する
- 2：改修後の耐用年数は20年以上を最低条件とし、第3次診断等の結果を踏まえ、清水庁舎に必要な機能・性能を満たす合理的な改修内容を判断して整備する

## 必要条件（ハード整備に係る項目）

- 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保
  - ・最大クラスの地震や津波に耐えられる建物であること（耐震性能ランクをⅠaとする）
  - ・災害後も防災拠点として業務継続が可能であること
  - ・民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせること

## 整備において満たすべき項目 &lt;詳細は令和5年度以降に行う第3次診断等の結果を踏まえて決定する&gt;

- 床面積
  - ・床面積は、減築によるコストの抑制効果、工事期間中の行政サービスへの影響、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能の確保の観点から、合理的な判断をする
  - ・本庁組織は供用開始時も清水エリアへ配置することを前提に、減築によって必要面積が不足する場合は、周辺の公共施設やまちなかの民間施設を活用する
- 庁舎の耐用年数
  - ・耐用年数は20年以上を最低条件として、改修後の清水庁舎に必要な機能・性能を確保する・将来的に、清水庁舎は現計画で目指していた江尻エリアへの移転が望ましく、改修後の使用年数は20年程度を基軸に設定する

耐用年数…建物全体が使用に耐えうる期間      使用年数…建物を使用する期間

※ 第3次診断等の実施後も、本委員会の考え方を踏まえ、事業を進める

5 ※ 第3次診断等の結果により、本委員会での検討の前提が否定された場合は再度検討を行う